

# 持込禁止物

- 1 鈍器, 凶器, 爆発物その他の危険物
- 2 写真機, 録音機その他これらに類する物
- 3 旗, のぼり, プラカード, 拡声機その他これらに類する物
- 4 はちまき, ゼッケン, 腕章その他これらに類する物
- 5 その他庁舎等の管理に支障を生じ, 又は支障を生じるおそれがある物

## 【持込禁止物の例】

品目等	形状等
ナイフ等刃物類	ナイフ・カッター・包丁・はさみ・缶切り・ペーパーナイフ カミソリ(T字カミソリは除く)
録音機類	ICレコーダー・テープレコーダー ※ただし, 裁判所の敷地, 庁舎内での使用は認められないことを説明して理解 が得られ, かつ, バッグ等にしまうことができる場合は, 持込みを認める。 ※録音機能付き携帯電話については, 持込みを認める。
写真機類	スチールカメラ・デジタルカメラ・ビデオカメラ ※ただし, 裁判所の敷地, 庁舎内での使用は認められないことを説明して理解 が得られ, かつ, バッグ等にしまうことができる場合は, 持込みを認める。 ※カメラ機能付き携帯電話については, 持込みを認める。
護身用具類	ヌンチャク・スタンガン・警棒・催涙スプレー・メリケンサック・木刀
その他	旗・旗竿・のぼり・プラカード・拡声機・はちまき・ゼッケン・腕章・ 工具・ガスボンベ・スピーカー・ヘルメット・メガホン・サオ・手錠・ 十手・無線機・懐中電灯(警棒付)・鍵(チェーン付)・ストック・ スプレー・千枚通し・ガソリン・灯油等の燃料類 ※ただし, 旗・旗竿(携帯用で凶器にならないもの), はちまき, ゼッケン, 腕章に ついては, 裁判所の敷地, 庁舎内での使用は認められないことを説明して理解 が得られ, かつ, バッグ等にしまうことができる場合は, 持込みを認める。